

令和 5 年

行方市農業委員会

第 1 3 回総会会議録

(令和 5 年 1 2 月 2 5 日)

令和5年12月25日 行方市農業委員会第13回総会を行方市役所北浦庁舎第1会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

1 本日の会議に付した議案

議案第 93号	農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第 94号	農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について
議案第 95号	農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更の承認について
議案第 96号	農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について
議案第 97号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について
議案第 98号	現況証明願について
議案第 99号	なめがた新規就農活力応援補助金交付対象者の推薦について
議案第100号	行方市農用地利用集積計画の決定について
議案第101号	行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について
議案第102号	農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について
報告第 50号	農地法第3条第1項第13号の規定による届出書の受理について
報告第 51号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第 52号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第 53号	農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について

2 本日の出席委員

1番 矢 幡 幹 守	2番 谷田川 栄	3番 近 藤 芳 子
4番 茂 木 孝	5番 橋 本 清	7番 横 瀬 忠 美
8番 古 渡 武 文	9番 内 藤 宏 一	10番 本 澤 政 雄
11番 風 間 啓 次	12番 根 本 正 義	13番 小 沼 正 二
14番 大久保 正 一	15番 郡 司 正 彦	16番 椎 名 勇
17番 高 塚 利 英	18番 根 崎 和 枝	19番 清 水 量

3 本日の欠席委員

6番 平 塚 実

4 議事内容

事 務 局	(開会宣言) 午後 3時00分
	ただいまより令和5年行方市農業委員会第13回総会を開会させていただきます。
事 務 局	(会長挨拶)
	総会議事日程第2、会長挨拶。 高塚農業委員会会長よりご挨拶をお願いいたします。
会 長	それでは、総会に先立ちまして、ご挨拶申し上げます。 今年もあと7日を残すところとなりました。委員の皆様には、何かとお忙し中、誠に苦労さまです。 さて、今年は新型コロナウイルスが5月に5類に格下げになりまして年越しを迎えております。少し感染者も増えているようでありますので、皆さん、ご注意をお願いいたします。また、インフルエンザも寒くなる前から流行が始まっております。体調に気をつけて、新しい年を迎えたいと思います。 本日も総会審議、よろしくお願いいたします。以上です。
事 務 局	(経過報告)
	ありがとうございました。 それでは、日程第3、経過報告。 12月の行事経過報告によりご説明をさせていただきます。 11月29日、農業者年金加入推進セミナー。こちらは、銀座ブロッサムにおきまして、箕輪係長のほうで事例発表を行いました。 12月13日、令和5年度関東ブロック女性農業委員等研修会。こちらは、群馬のGメッセ群馬におきまして、近藤委員、根崎委員、事務局出席の下、講演並びに事例発表に参加をしていただきました。 12月15日、令和6年度農業施策市長要望。こちらにつきましては、役員の方々と事務局出席の下、要望書の提出並びに意見交換会を行いました。 12月16日、アグリジョブセミナー。こちらは、新規参入の研修会でございます。矢幡委員、根崎委員、事務局出席の下、ウェブでの講話並びに情報提供のセミナーに参加しました。 12月20日、令和5年度地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を創る運動推進大会。こちらは水戸市のザ・ヒロサワ・シティ会館におきまして、谷田川委員、小沼委員、大久保委員、椎名委員、高塚会長、清水委員、森山推進委員、事務局出席の下、情勢報告並びに事例発表、講演に出席しました。 12月25日、本日でございます。第13回の総会となっております。
事 務 局	(議長の選出)
	続きまして、日程第4に入ります。 議長の選出につきましては、農業委員会規則第5条第1項により、高塚会長に議長としての議事進行をお願いいたします。

議 長	(委員の出席状況) それでは、ただいまの出席委員は18名、欠席委員は1名ですので、定員に達しております。したがって、本日の総会は成立することを報告いたします。
議 全 員	(会期) 本日の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、会期は本日1日といたします。
議 長	(会議録署名人の指名) 会議録署名人を議長において次のように指名いたします。 7番横瀬忠美委員 8番古渡武文委員。
議 長	(書記の任命) 総会書記として、事務局稲田事務局長補佐、箕輪係長を任命いたします。
議 長	(議案の審議) 議事日程は、別紙日程表のとおりです。 それでは、議案の審議に入ります。
議 長	(議案第93号) 議案第93号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局	議案第93号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について、下記のとおり許可申請があったので提案する。令和5年12月25日提出、行方市農業委員会 会長 高塚利英。 案件につきましては第1項から第7項までとなっております。 事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので、割愛させていただきます。 なお、第1項から第7項におきまして、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
議 長	それでは、1項ごとに審議をいたします。 1項の調査員より調査の報告を求めます。13番、小沼委員。
1 3 番	13番、小沼です。1項の調査報告をします。 この調査には、麻生、太田地区、4人で調査をしてまいりました。 譲受人は、行方市麻生、64歳、農業の男性の方です。譲渡人の方は、千葉県浦安市、79歳、無職の男性の方です。申請理由は、経営を規模拡大し、経営の安定を

		図ること。高齢であるので、親戚で長年耕作している方に贈与したいということです。譲受人は、田畑合わせて2万3,890平米、水稻、露地野菜、年間280日。家から2キロ、5分と。農機具等もそろっており、許可相当と調査をしてみました。皆様のご審議、よろしくお願いします。
議	長	調査の結果は、農機具等もそろい、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。16番、椎名委員。
1	6	16番、椎名です。第2項の調査報告をします。 調査には、矢幡委員さん、推進委員の森山さん、箕輪さんの協力をいただきました。 受人は、行方市橋門在住、80歳、農業の男性です。渡人は、行方市玉造甲在住、78歳、農業の男性です。申請事由は、農業経営の規模拡大です。区分は、売買による所有権の移転です。権利取得後の経営面積は7万2,805平米となります。土地までは歩いて5分、農機具等もそろっており、許可相当と調査してみました。皆様方のご審議、よろしくお願いします。以上です。
議	長	調査の結果は、農機具等もそろい、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。15番、郡司委員。
1	5	15番、郡司です。第3項について、調査報告いたします。 調査は、高塚会長、野原推進委員で行いました。 譲受人は、市内手賀在住、農業、70歳代の男性の方です。譲渡人は、神栖市在住、無職の60代の男性の方です。申請事由は、農業経営の規模拡大ということです。区分は、売買による所有権移転になります。譲受人は、借り受けていた農地を今回買い受けることになったそうで、通作距離も自宅より500メートルくらい、農機具等もそろい、何の問題もなく許可相当と調査してみました。皆様のご審議、よろしくお願いします。以上です。
議	長	調査の結果は、農機具等もそろい、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。9番、内藤委員。
9	番	9番、内藤です。第4項の調査報告をいたします。 この案件につきましては、風間、根崎両委員さん、関口、石田両推進委員さん協力

		の下、調査をしてまいりました。
		譲受人は、行方市羽生に在住する３４歳、農業の男性です。譲渡人は、同市八木蒔に在住する８１歳、無職の女性です。申請事由につきましては、農業経営の拡充、充実で、区分については売買による所有権移転です。譲渡人がもう高齢になり、水田を賃借していた譲受人に水田、畑、合わせて１万１，７７１平米を譲りたいということでございます。譲受人も大規模農家として水稻農家を経営しております。そんな観点で、何ら問題なく、許可相当と調査をしてまいりました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、何ら問題がないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、４項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、５項の調査員より調査の報告を求めます。１６番、椎名委員。
１	６	番
		１６番、椎名です。第５項の調査報告をします。
		調査には、矢幡委員さん、推進委員の森山さん、箕輪さんの協力をいただきました。
		受人は、行方市小高在住、６９歳、農業の女性です。渡人は、行方市繁昌在住の無職の７５歳の男性です。２人の関係は兄弟になります。申請事由は、農業経営の規模拡大、区分は贈与による所有権の移転です。年間従事日数は３５０日、農機具等もそろっており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、農機具等もそろい、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、５項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、６項の調査員より調査の報告を求めます。１９番、清水委員。
１	９	番
		１９番、清水です。６項の調査報告をします。
		この案件の調査には、本澤、近藤両農業委員さん、大原、横田両推進委員さんと一緒に行ってまいりました。
		譲受人は、市内三和に在住する４１歳の方で、水稻、果樹を耕作しているということでございます。譲渡人は、７８歳の方で、２人の関係は同居の親子ということで。申請事由ですが、息子に経営を譲るために贈与により所有権の移転をしたいというものでございます。従事日数も３００日、農機具等もそろっておりまして、問題のないものというふうに調査をしてまいりました。皆様方のご審議ほど、よろしくお願いいたします。
議	長	調査の結果は、農機具等もそろい、何ら問題がないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）

議	長	異議なしと認め、6項は原案のとおり可決いたします。
議 2	長 番	次に、7項の調査員より調査の報告を求めます。2番、谷田川委員。 2番、谷田川です。7項の調査報告をいたします。 調査については、麻生、太田両地区、4名で調査してまいりました。 受人は、市内石神在住、50代の農業の男性。渡人は、市内矢幡在住、80代の農業の男性です。申請事由については、農業経営の規模拡大のため。区分は、贈与による所有権の移転です。この土地はここ数年耕作放棄地となっており、受人が周辺を耕作しているため、双方で話し合い、贈与になったそうです。調査の結果、農機具等もそろっており、何ら問題ないものと調査してまいりました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、農機具等もそろい、何ら問題がないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、7項は原案のとおり可決いたします。
		（議案第94号）
議	長	議案第94号 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局		議案第94号 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について、下記のとおり許可申請があったので提案する。令和5年12月25日提出、行方市農業委員会会長 高塚利英。 案件につきましては、第1項から第2項までとなっております。事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。
議 5	長 番	それでは、1項ごとに審議をいたします。 1項の調査員より調査の報告を求めます。5番、橋本委員。 5番、橋本です。1項の調査報告をいたします。 この調査には、平塚委員、宮内委員、内山両推進委員のご協力をいただきました。 申請人は、市内麻生在住の60歳代の男性です。申請事由は、一部無許可で農業倉庫、資材置場として利用していたことに対する是正と、これらを使用するための転用目的です。当該土地は、市内青沼春日神社境内北側に隣接する畑です。申請人は、令和3年に父親から相続した畑に転用の必要性を知らず、資材置場、農業倉庫を建ててしまったそうです。農地に戻すのには困難であると判断しました。今回の件に関して、本人も反省しており、始末書も添付されておりますので、転用許可が相当と調査してまいりました。また、移設した当時、隣接する農地に不法投棄した経緯があり、近所の住民の信用を得ていないことや、申請を出せば農業委員会が簡単に許可を出さずと思わないでほしいとのことを口頭で伝え、調査書にも特記事項として書き添えました。委員の皆様のご審議をお願いします。以上です。

議	長	調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。19番、清水委員。
1	9	19番、清水です。2項の調査報告を申します。
		この調査は、本澤、近藤両農業委員さん、大原、横田両推進委員さんで行ってまいりました。
		申請人は、市内長野江に在住する67歳の方で、水稻、果樹等を最近まで栽培している方です。申請事由は、昭和58年頃に自宅脇の畑に建てた倉庫を今後も使用したいので違反転用の是正をしておきたいというものです。相続の手続をしていたらこの倉庫が建っているところが畑だということに気がついたというようなお話でございました。場所は、長野江田園都市センターから北側100メートルほどのところであります。始末書等も添付されておりまして、許可が相当というふうに調査をしてまいりました。皆様方のご審議のほどをよろしくお願いいたします。
議	長	調査の結果は、始末書等も添えられており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。
		（議案第95号）
議	長	次に、議案第95号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更の承認についての案件は、全て取下げとなりました。
		（議案第96号）
議	長	次に、議案第96号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	議案第96号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について、下記のとおり許可申請があったので提案する。令和5年12月25日提出、行方市農業委員長 高塚利英。
局		案件につきましては、第1項から第7項までとなっております。なお、第4項につきましては12月22日に関係法令との調整に伴い取下げとなっております。事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。
議	長	それでは、1項ごとに審議をいたします。1項の調査員より調査の報告を求めます。9番、内藤委員。
9	番	9番、内藤です。第1項の調査報告をいたします。

		この案件につきましては、風間、根崎両委員さん、関口、石田両推進委員さんの協力の下、調査をしてまいりました。 譲受人の方は、行方市沖洲に在住する４１歳の農業の男性です。渡人の方は、同市沖洲に在住する９２歳の無職の男性です。２人の関係は祖父と孫の関係になります。申請事由は、農業倉庫、資材置場の建設で、区分については使用貸借での所有権移転です。譲受人の方は、水稻、レンコンなど大規模で栽培されていて、現在の施設が手狭になっており、今回申請は作業倉庫から５０メートルの申請地に建設したいということでございます。必要書類については、事業計画書、資金証明書等も整っております。調査の結果、許可相当と調査をしてまいりました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、必要書類も整っており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、１項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、２項の調査員より調査の報告を求めます。９番、内藤委員。
９	番	９番、内藤です。第２項の調査報告をいたします。 この案件につきましては、風間、根崎両委員さん、関口、石田両推進委員さんの協力の下、調査をしてまいりました。 譲受人の方は、鹿嶋市に在住する会社法人代表取締役の男性です。譲渡人の方は、行方市沖洲に在住する無職の女性です。申請事由は、太陽光発電設備の整備で、区分については売買での所有権移転です。譲渡人の方は、高齢で独り暮らしでもあり、売買したいということでございます。譲受人の方は、鹿嶋市で電力会社を経営しており、申請地に太陽光パネル２８８枚により９５キロワットを発電する計画となっております。現場は、国道３５５号、羽生郵便局を北に２キロぐらい行っところの小美玉市との隣接地で、現在は休耕となっておりますけれども、草刈りはやって、きれいになっておりました。必要書類としては、事業計画書、資金証明書等々も整っております。調査の結果、許可相当と調査をしてまいりました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、必要書類も整っており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め２項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、３項の調査員より調査の報告を求めます。１５番、郡司委員。
１	５	１５番、郡司です。第３項の調査報告をいたします。 この案件については、高塚会長、野原推進委員の協力をいただきました。 譲受人は、５０歳で行方市西蓮寺に在住し、自動車整備会社をしている男性の方です。譲渡人は、３８歳で千葉県松戸市に在住し、会社員の男性の方です。申請事由については、記載のとおりで、駐車場になります。事業の拡大を図る中で、既存の

		施設では手狭になるので駐車場を増やしたいということでした。区分は、賃借権の設定になります。場所は、玉造第二保育園の入り口の脇になります。事業計画書、見積書、残高証明書などの必要な書類も添付されているため、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議、よろしくお願いします。以上です。
議	長	調査の結果は、必要書類も添付され、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、4項は原案取下げとなっております。
議	長	次に、5項、6項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。19番、清水委員。
1	9	番
		19番、清水です。5項、6項、関連がございますので、一括して調査報告させていただきます。
		この調査は、本澤、近藤両農業委員さん、大原、横田両推進委員さんで行ってまいりました。
		5項、6項とも譲受人は、市内長野江に在住する59歳の方で、渡人は67歳の方ということで、2人の関係は兄弟であります。5項の申請事由ですが、相続の手続をしていたところ、自宅への進入路が兄の畑であるということが分かったので、もうこれ違反転用になっていますので、違反転用の是正をして譲り受けたいというものであります。6項の17平米も同じ進入路ですが、これは兄の畑の出入口にも使うということで、共有地として使用したいということであります。場所は、長野江田園都市センターから北へ100メートルほどのところで、始末書等も添付されておりまして、5項、6項とも許可が相当、どうしても必要な道路でありますから、許可相当と、そういうふうには調査をしてまいりました。皆様方のご審議のほど、よろしくお願いします。
議	長	調査の結果は、始末書等も添えられており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、5項、6項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、7項の調査員より調査の報告を求めます。4番、茂木委員。
4	番	4番、茂木です。7項について、調査報告をします。
		調査には、横瀬委員、石間推進委員の協力をいただきました。
		受人は、行方市繁昌在住の建材業を営む49歳の男性です。渡人は、潮来市在住、74歳の無職の男性です。用途といたしまして、砂利採取場の一時転用で、賃貸借権設定でございます。土地の所在は、行方市矢幡、旧太田小学校より県道繁昌潮来線を南へ500メートルのところで、隣接地は現在砂利採取の工事をしているところの奥になります。面積は4,367平方メートルのうち1,655平方メートル

		でございます。事業計画書、残高証明書、見積書、事業完了後に農地にできる状態に復元、引き渡す契約書も提示されております。許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。
議	長	調査の結果は、必要書類もそろっており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、7項は原案のとおり可決いたします。
		（議案第97号）
議	長	次に、議案第97号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	議案第97号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について、
局		下記のとおり承認申請があったので提案する。令和5年12月25日提出、行方市農業委員長 高塚利英。
		案件につきましては、第1項から第11項までとなっております。なお、第10項から第11項につきましては12月22日に関係法令との調整に伴い取下げとなっております。事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。
議	長	それでは、1項から9項は関連がありますので一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。5番、橋本委員。
5	番	5番、橋本です。平塚委員が本日欠席のため、私のほうで代わりに報告させていただきます。
		また、第1項から第9項に関しては関連がありますので、一括して報告させていただきます。
		この調査には、橋本委員、宮内、内山推進委員のご協力をいただきました。
		この案件は、令和6年3月28日までの転用許可を受けているものですが、前倒しして申請されております。譲受人は、市内天掛在住、土砂採取業経営の60歳代の男性です。1項の譲渡人は、市内島並在住の方です。面積は4,788平米のうちの1,025平米の畑です。2項の譲渡人は、市内小高在住の方です。面積は2,973平米のうちの336平米です。3項の譲渡人は、市内天掛在住の方です。面積は1,210平米の畑です。4項の譲渡人は、鉾田市在住の方です。面積は177平米の田んぼです。5項の譲渡人は、市内島並在住の方です。面積は892平米の水田です。6項の譲渡人は、市内島並在住の方です。面積は4,218平米の畑です。7項の譲渡人も島並在住の方です。面積は1万158平米の畑です。8項の譲渡人も島並在住の方です。面積は1万1,510平米の畑です。9項の譲渡人は、玉造在住の方です。面積は1万661平米のうちの8,247平米の畑です。申請された総面積は3万7,773平米です。申請事由は、土砂採取のための搬入、搬出入口係る一時転用で、使用貸借権です。しかし、砂利の販売量が予定より

		少なく、計画した工期に間に合わないために、さらに３年間の期間を延長したいとのことです。場所は、ＪＡなめがたしおさい麻生営農センターの西、約５００メートルに位置にします。それぞれ必要書類も添付されており、特に問題なく、許可相当と調査してまいりました。
議	長	以上、１項から９項まで、委員の皆様のご審議をお願いします。以上です。
全	員	調査の結果は、１項から９項まで必要書類も添付されており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
議	長	異議なし。（全員一致）
	長	異議なしと認め、１項から９項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、１０項、１１項は先ほど取下げとなった報告がございました。
		（議案第９８号）
議	長	次に、議案第９８号 現況証明願についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	議案第９８号 現況証明願について、下記のとおり証明願があったので提案する。
局		令和５年１２月２５日提出、行方市農業委員会 会長 高塚利英。
		案件につきましては、第１項から第３項までとなっております。事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。
議	長	それでは、１項ごとに審議をいたします。１項の調査員より調査の報告を求めます。９番、内藤委員。
９	番	９番、内藤です。第１項の調査報告をいたします。
		この案件につきましては、風間、根崎両委員さん、関口、石田両推進委員さんの協力の下、調査をしてまいりました。
		申請人は、行方市八木蒔に在住する８１歳の女性です。願出要旨については、地目変更登記のための非農地証明の交付になります。場所は、国道３５５号、吉田精工株式会社があるところの右側の市道を１００メートルぐらい入ったところでございます。申請人はもう高齢でもあり、２０年以上前から耕作しておらず、現場は山林化しておりました。このことから、非農地証明の交付は妥当であると調査をしてまいりました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、非農地証明交付妥当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、１項は証明書を交付することに決定をいたします。
議	長	次に、２項の調査員より調査の報告を求めます。８番、古渡委員。
８	番	８番、古渡です。第２項の調査報告をいたします。
		この案件には、推進委員の川島さんに同行していただきました。
		申請人は、水戸市に住む男性です。この土地は、平成２０年ごろから作付しておら

		ず、原野化していました。復元は無理と判断してまいりました。理由は、地目変更登記のためで、非農地証明交付相当と判断してまいりました。皆様方のご審議よろしく願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、非農地証明交付相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、２項は証明書を交付することに決定をいたします。
議	長	次に、３項の調査員より調査の報告を求めます。８番、古渡委員。
８	番	８番、古渡です。第３項の調査報告をいたします。 この案件には、推進委員の川島さんに同行していただきました。 申請人は、行方市玉造甲に住む７４歳の女性の方です。この土地は、平成１０年頃から耕作放棄地になっていて、必要書類も添付され、交付相当と判断してまいりました。場所は、玉造公民館から北東へ２００メートルぐらいのところ です。皆様方のご審議よろしく願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、非農地証明交付妥当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、３項は証明書を交付することに決定いたします。
議	長	（議案第９９号） 次に、議案第９９号 なめがた新規就農活力応援補助金交付対象者の推薦についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局		議案第９９号 なめがた新規就農活力応援補助金交付対象者の推薦について、別紙のとおり推薦を求められたので提案する。令和５年１２月２５日提出、行方市農業委員会 会長 高塚利英。 別紙、資料１をご覧いただきたいと思います。行方市長より農業委員会会長宛てに推薦依頼がありました。交付申請書のとおり、行方市新宮在住の農業後継者及び新規参入者、行方市小牧在住の農業後継者、行方市宇崎在住の農業後継者４名となります。以上です。
議	長	それでは、１項ごとに審議をいたします。１項の調査員より調査の報告を求めます。５番、橋本委員。
５	番	５番、橋本です。平塚委員欠席のため、私のほうで報告します。 なめがた新規就農活力応援補助金交付対象者についての推薦についての１項の調査を報告します。 この調査には、橋本委員の協力の下、行ってまいりました。 申請者は、市内新宮在住の５３歳の男性です。親元就農ということで、昨年の春から親と一緒に農業に従事している模様です。父母と３人体制による家族農業で、レ

		ンコンを栽培する専業農家です。栽培の面積は、現在１００アールですが、いずれは１５０アールに増やしたいそうです。将来的にもやる気を示しており、推薦に相当すると調査してまいりました。委員の皆様のご審議、よろしくお願いします。以上。
議	長	調査の結果は、推薦相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、１項はなめがた新規就農活力応援補助金交付対象者として推薦することに異議のないものと決定をいたします。
議	長	次に、２項の調査員より調査の報告を求めます。５番、橋本委員。
５	番	５番、橋本です。２項の調査報告をいたします。 この調査には、橋本委員の協力の下、行ってまいりました。 申請人は、市内新宮在住の５０歳代の女性です。新規就農ということですが、両親が２０年ほど前までレンコン農家でしたが、父親が１８年ほど前に他界し、数年間、母親１人で頑張っておりましたが、体力が持たず、十数年間、近所の方に蓮田を貸しておりました。ところが、昨年、借りていた田を返すということで、家族で話合いの結果、公務員を辞め、自分でレンコン農家を引き継ぐことにしたようです。当人は、当面は１人仕事で、配偶者もいずれ公務員を辞め、夫婦２人でレンコンを栽培する専業農家を目指しているそうです。栽培面積は、取りあえず２５アールですが、次年度辺りから４５アールに増やしたいそうです。将来的にもやる気を示しており、推薦するに相当と調査してまいりました。委員の皆様のご審議、よろしくお願いします。以上。
議	長	調査の結果は、推薦相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、２項はなめがた新規就農活力応援補助金交付対象者として推薦することに異議ないものと決定をいたします。
議	長	次に、３項の調査員より調査の報告を求めます。５番、橋本委員。
５	番	５番、橋本です。平塚委員が欠席のため、私のほうから報告します。 ３項の調査報告をいたします。 この調査には、橋本委員の協力の下、行ってまいりました。 申請人は、市内小牧在住、２８歳の男性です。親元就農ということで、昨年の秋から両親と一緒に農業に従事しているようです。３人体制による家族農業で、レンコンを栽培する専業農家です。栽培面積は、現在３８０アールですが、いずれは４００アールに増やしたいそうです。将来的にもやる気を示しており、推薦するに相当と調査してまいりました。委員の皆様のご審議、よろしくお願いします。以上。
議	長	調査の結果は、推薦相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 議	員 長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、3項はなめがた新規就農活力応援補助金交付対象者として推薦することに異議のないものと決定をいたします。
議 5	長 番	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。5番、橋本委員。 5番、橋本です。平塚委員が欠席のため、私のほうで代理報告します。 4項の調査報告をします。 この調査には、橋本委員のご協力の下、行ってまいりました。 申請者は、市内天掛在住の32歳の男性です。親元就農ということで、今年の春から両親と一緒に農業に従事しているようです。両親と3人による家族農業で、レンコンを栽培する専業農家です。栽培面積は、現在150アールですが、いずれは250アールに増やしたいそうです。将来的にもやる気を示しており、推薦するに相当と調査してまいりました。委員の皆様のご審議、よろしく願います。以上。
議	長	調査の結果は、推薦相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、4項はなめがた新規就農活力応援補助金交付対象者として推薦することに異議のないものと決定をいたします。
議	長	（議案第100号） 次に、議案第100号 行方市農用地利用集積計画の決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局		議案第100号 行方市農用地利用集積計画の決定について、下記のとおり決定を求められたので提案する。令和5年12月25日提出、行方市農業委員会長 高塚利英。 別紙、資料2をご覧くださいと思います。 農用地利用集積計画・総括表で説明させていただきます。 新規設定18件、72筆、12万180平米となります。続いて、更新の設定で13件、27筆、5万139平米となります。新規、更新の合計といたしまして、31件、99筆、17万319平米となります。 次のページ、農用地等利用権設定一覧表ということで、設定者、受ける者、設定した土地、利用権の内容、期間、賃借料は記載されております。以上、確認をお願いしたいと思います。以上です。
議 全 議	長 員 長	審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、行方市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定をいたします。
		（議案第101号）

議	長	次に、議案第１０１号 行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局		議案第１０１号 行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について、下記のとおり決定を求められたので提案する。令和５年１２月２５日提出、行方市農業委員長 高塚利英。 別紙、資料ナンバー３をご覧いただきたいと思います。 茨城県農地中間管理機構として農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画となります。 ２枚目、農地中間管理事業・総括表で説明いたします。 新規設定が、田１件、１筆、２、２０５平米。畑５件、５筆、１万２，１６１平米、合計６件、６筆、１万４，３６６平米となります。 次のページ、農用地利用集積計画一覧表におきまして、設定者、受ける者、土地、期間、賃借料、契約年数が記載されておりますので、ご確認いただきたいと思います。以上です。
議	長	それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定については、原案のとおり決定といたします。
		（議案第１０２号）
議	長	議案第１０２号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局		議案第１０２号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について、下記のとおり意見を求められたので提案する。令和５年１２月２５日提出、行方市農業委員長 高塚利英。 別紙、資料ナンバー４をご覧いただきたいと思います。 １２月８日付で行方市長より農業委員長宛てに農用地利用配分計画案に関わる意見を求められております。計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社の要請により市が公社に提出するもので、計画案が６筆、１万４，３６６平米となります。詳細につきましては、次のページの一覧表でご確認いただきたいと思います。 なお、議案第１０１号の農用地利用集積計画の報告と本配分計画案の決定は同時施行となります。これにより農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、報告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続の流れとなります。以上です。
議	長	それでは審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決

		定については、原案のとおり決定といたします。
議	長	(報告第43号) (報告第44号) (報告第45号) (報告第46号) 次に、報告案件に入ります。報告第50号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出書の受理について、報告第51号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告第52号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告第53号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について、以上の報告案件について、一括して事務局より説明願います。
事	務	報告第50号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出書の受理について、
局		下記のとおりに報告する。令和5年12月25日提出、行方市農業委員会 会長 高塚利英。 農地中間管理機構の特例事業の用に資するため所有権の移転があった一覧となります。ご確認くださいと思います。 続きまして、報告第51号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、下記のとおりに報告する。令和5年12月25日提出、行方市農業委員会 会長 高塚利英。 こちらは、相続により所有権を取得された方の届出の一覧となります。第1項から第10項までとなります。ご確認くださいと思います。 続きまして、報告第52号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、下記のとおりに報告する。令和5年12月25日提出、行方市農業委員会 会長 高塚利英。 こちらは、合意解約より賃借権を解約した一覧となります。第1項から第15項までとなります。ご確認くださいと思います。 続きまして、報告第53号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について、下記のとおりに報告する。令和5年12月25日提出、行方市農業委員会 会長 高塚利英。 こちらは、先月提出いただきました農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動記録簿を集計したものとなります。こちらをご確認をいただきたいと思います。以上です。
議	長	それでは、報告案件についての審議を求めます。 ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	それでは、異議なしと認めます。
		(閉会宣告) 午後 3時55分
議	長	これにて、本総会に付議されました案件の審議は全て終了しました。よって、第13回総会を閉会といたします。ご苦労さまでした。